

期末手当及び勤勉手当の支給に関する事務取扱い要綱

(平成5年12月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程(以下「規程」という。)第10条第2項、第17条及び第18条の規定による期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(加算を受ける職員及び加算割合)

第1条の2 職員給与規程で定める職務の級が3級又は4級の職員については100分の5、5級又は6級の職員については100分の10、7級の職員については100分の15を加算割合する。

(期末手当に係る在職期間)

第2条 規程第17条第2項に規定する在職期間は、同規程の適用を受ける職員として、在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、規程第10条第2項の規定に該当する職員として在職した期間の2分の1に相当する期間を除算する。

3 育児休業法により育児休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(期末手当の支給割合)

第3条 次条に規定する職員の勤務期間による割合(以下次条において「期間率」という。)に第6条に規定する職員の勤務成績による場合(以下第6条において「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第4条 期間率は、基準日以前6か月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて別表第1に定める割合とする。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第5条 前条に規定する勤務期間は、規程の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定について、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1) 休職にされていた期間(業務傷病等による休職者であって期間が30日を超えない場合には、当該休職されていた期間を除く。)

(2) 育児休業法により育児休業をしている職員として在職した期間

(3) 規程第8条及び第10条の規定により給料を減額された期間

- (4) 負傷又は疾病により勤務を要しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が 30 日を超える場合には、その勤務を要しなかった全期間。
ただし理事長の定める期間を除く
- (5) 就業規則による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から休日等を除いた 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (6) 育児休業法による部分休業の承認を受けて 1 日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日が 90 日を超える場合には、その勤務しなかつた期間
- (7) 基準日以前 6 か月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規程にかかわらずその全期間
(勤勉手当の成績率)

第 6 条 成績率は、次の各号に掲げる基準日の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、理事長が定めるものとする。

- (1) 6 月 1 日 100 分の 85 以上 100 分の 135 以下
- (2) 12 月 1 日 100 分の 85 以上 100 分の 135 以下

(支給日)

第 7 条 規程第 17 条 2 項及び第 18 条 2 項に規定する期末手当及び勤勉手当の支給は、別表第 2 の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日（当該支給日が土曜日に当たるときは、その前日、日曜日に当たるときは、前々日）とする。

附 則

- 1 この要綱は、社団法人松戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）設立の日から施行する。
- 2 施行日前に、財団法人松戸市生きがい福祉事業団（以下「事業団」という。）の職員が、引き続いてセンターに使用される者となるため退職し、かつ、引き続きセンターに使用される者については、その者が事業団職員として引き続き在職期間を第 2 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定の適用を受ける職員として在職した期間とすることができる。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

勤 務 期 間	割 合
6 か月	100 分の 100
5 か月 15 日以上 6 か月未満	100 分の 95
5 か月以上 5 か月 15 日未満	100 分の 90
4 か月 15 日以上 5 か月未満	100 分の 80
4 か月以上 4 か月 15 日未満	100 分の 70
3 か月 15 日以上 4 か月未満	100 分の 60
3 か月以上 3 か月 15 日未満	100 分の 50
2 か月 15 日以上 3 か月未満	100 分の 40
2 か月以上 2 か月 15 日未満	100 分の 30
1 か月 15 日以上 2 か月未満	100 分の 20
1 か月以上 1 か月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 か月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
零	零

別表第 2

基 準 日	支 給 日
6 月 1 日	6 月 30 日
12 月 1 日	12 月 10 日

,